



次世代育成支援後期行動計画

計画期間：平成22年度～平成26年度

～子どもたちが笑顔で心豊かに育つ安心子育てのまちづくり～

概要版



お問い合わせ先：下野市健康福祉部児童福祉課
住所：〒329-0594 栃木県下野市石橋552-4
TEL：0285-52-1114 FAX：0285-52-1137

計画の趣旨と位置づけ

わが国では少子化が急速に進行しており、今後もこの減少傾向が続くことが予想されています。少子化の背景には、経済状況や社会状況の変化があると考えられており、希望する人が結婚・出産・子育てを実現できる環境づくりが強く求められています。

本市でも、旧南河内町、旧石橋町、旧国分寺町のそれぞれにおいて次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の取り組みを進めてきました。その後平成18年1月に3町合併により新しく下野市が誕生したことで、市全体において地域の特性を考慮した新たな取り組みの方向性を示していくことが求められています。

そこで、前期計画期間の5か年が経過したことにもない、以上の経緯をふまえつつ、平成22年度から平成26年度を計画期間とする、下野市次世代育成支援後期行動計画を策定いたしました。

この計画は、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」（第8条）に基づく法定計画であり、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。

計画の期間

後期行動計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間が計画期間です。



計画の基本理念と基本的視点

子どもたちが笑顔で心豊かに育つ安心子育てのまちづくり

① 子どもの幸せの視点

すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重します。

② 次代の親づくりの視点

現状に対する子育て支援という観点だけではなく、次代の親づくりという視点からも、保護者に対する支援を行います。

③ 社会全体で支える地域づくりの視点

様々な子育て家庭を念頭におき、それぞれの立場に応じた子育て支援を、地域が一体となって行います。

6つの基本施策と具体的な施策

基本施策 1

地域における子育ての支援

核家族化の進行と女性の社会進出の増加により子育て環境が大きく変化した今日、地域の連帯感やかかわりは一層希薄化しています。

このような状況に対し、すべての家庭が地域で安心して子育てができるよう、身近に相談できる体制の整備や学習機会・保育サービスの充実、世代間交流を図るなど、子どもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みの構築を総合的に推進していきます。

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 青少年の健全育成

基本施策 2

援護を必要とする子育て家庭への支援

子どもたちが笑顔で心豊かに育つ環境づくり、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりに取り組み、特に支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めます。また、養育機能の弱い家庭への相談・支援体制の充実のために関係機関との連携を密にし、安定した家庭環境づくりを行っていきます。

- 1 児童虐待防止対策
- 2 ひとり親家庭等の自立支援
- 3 障がい児施策の充実
- 4 相談機関の機能の充実

基本施策 3

母子保健医療対策の充実

子どもを取り巻く環境の変化に対応し、地域ぐるみの子育て支援やきめ細やかな子育ての拡充など、次代を担う子どもを健やかに生み育てられる環境づくりをめざし、母性および乳幼児の健康増進を図るために、乳幼児健診、訪問指導、子育て教室、歯科検診、両親学級等を実施していきます。また、核家族化・少子化による育児不安を解消するために、子育て支援事業の充実を図っていきます。

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 思春期保健対策の充実
- 3 小児医療の充実
- 4 不妊治療対策の充実

主な事業と目標

基本施策

4

職業生活と家庭生活との両立の推進

社会経済情勢が急速に変化している今日、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭における役割分担にとどまらず、職場内での役割分担を含めた職場環境への見直しが日々改善要求されています。

男女がともに働く社会の中で、ともに子育てを行えるよう、ワーク・ライフ・バランス等の実現に向け、企業への働きかけを促進していきます。

- 1 男性を含めた働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立支援の推進

基本施策

5

教育環境の整備

幼児の心身の健全な発達を促進するため、幼児教育の質的な向上に努めるとともに、良好な学習環境の整備に努めます。

また、家庭や地域との連携を深めながら、ボランティア活動などの多様な「社会参画体験」、お手伝いなどの「生活体験」、野外活動などの「自然体験」等、体験活動の推進、「生きる力」を身につけるための学習機会の充実を図ります。

- 1 次代の親の育成
- 2 学校等における教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上

基本施策

6

子育てしやすい生活環境の整備

次代に良好な環境を引き継ぐため、行政と住民が一体となって、地域環境の保全・創造を図り、環境に配慮したまちづくりを推進します。

地域住民が安心して外出できるような環境整備を行うとともに、子育てを支援する良質な住宅・居住環境の情報提供を推進していきます。

また、公共施設や公共交通機関、多数の人が利用する建築物等について、市民が暮らしやすく住みやすい環境をめざして、ひとにやさしいまちづくりを推進していきます。

- 1 良質な居住環境の確保
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 子どもたちの安全の確保

主な事業と目標は次のとおりです。

	施策・事業	指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
基本 施 策 1	病後児保育事業	実施箇所数 延べ利用日数	2箇所 274日	2箇所 400日
	体調不良児対応型（保育園）	実施箇所数	—	1箇所
	ファミリー・サポート・センター事業	実施箇所数	—	1箇所
	放課後児童健全育成事業	実施箇所数	18箇所	19箇所
	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	実施箇所数	—	検討
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	実施箇所数	—	検討
	一時預かり事業 (育児ママリフレッシュ事業)	実施箇所数 延べ利用日数	7箇所 3,404日	9箇所 3,500日
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター実施箇所数	4箇所	5箇所
	子育てマップの作成配布	ガイドブック作成	作成	更新
	通常保育事業	定員数（人/日） 実施箇所数	660人 8箇所	690人 9箇所
	延長保育事業	実施箇所数	8箇所	9箇所
	休日保育事業	実施箇所数 定員	— —	検討 検討
基本 施 策 2	乳児保育事業	実施箇所数	8箇所	9箇所
	障がい児保育事業	実施箇所数	6箇所	8箇所
	要保護児童対策地域協議会 (児童虐待防止ネットワーク)	協議会の実施状況	6回	継続
	養育支援家庭訪問事業	実施状況	検討	継続
基本 施 策 3	放課後児童クラブにおける特別な支援を必要とする児童の受入推進	受入箇所数	5箇所	継続
	高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金支給事業	利用状況	平成22年度から実施	継続
基本 施 策 3	母子健康手帳および妊婦一般健康診査受診券の交付	妊婦一般健康診査受診券の交付数	14回分 (平成21年度から実施)	14回分
	両親学級（フレッシュパパ・ママ教室）	実施状況	実施	継続
	こんにちは赤ちゃん全戸訪問事業	訪問実施件数	551件	継続

計画の推進体制

施策・事業	指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
基本施策3	乳児健康診査 (4か月児)	96.1%	100%
	乳児健康診査 (9か月児)	93.7%	100%
	1歳6か月児健診	94.1%	100%
	3歳児健診	94.1%	100%
	5歳児健康相談	実施	継続
	乳幼児二次健診	実施	継続
	むし歯予防の推進	実施	継続
	食育学習機会	実施状況	実施
	思春期相談・教育の充実	実施状況	実施
	小児救急医療	実施状況	実施
基本施策4	こども医療費助成事業	対象児童年齢	中学3年生まで
	不妊治療対策の充実	助成件数	23件
基本施策5	企業における両立支援	啓発活動の実施状況	実施
	父子手帳の配布件数	558件	継続
	父親の育児参加促進	パパ教室の実施 (平成21年度から実施)	継続
基本施策6	学校・家庭・地域の連携および協力	実施状況	実施
	親子対象講座数	2講座	継続
	親子による交流・自然体験学習	自然体験学習 (キャンプ)開催数	1回
	家庭教育学級	家庭教育等講座 開催数	12講座

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・住環境などの関係部署、関係機関との連携を図り、子育て家庭を地域全体で支えていく体制の整備を推進し、施策の進行状況の管理および実施状況の点検評価を行うとともに、本市の情勢や地域を取り巻く環境の変化に応じて適宜見直しを図ることとしています。

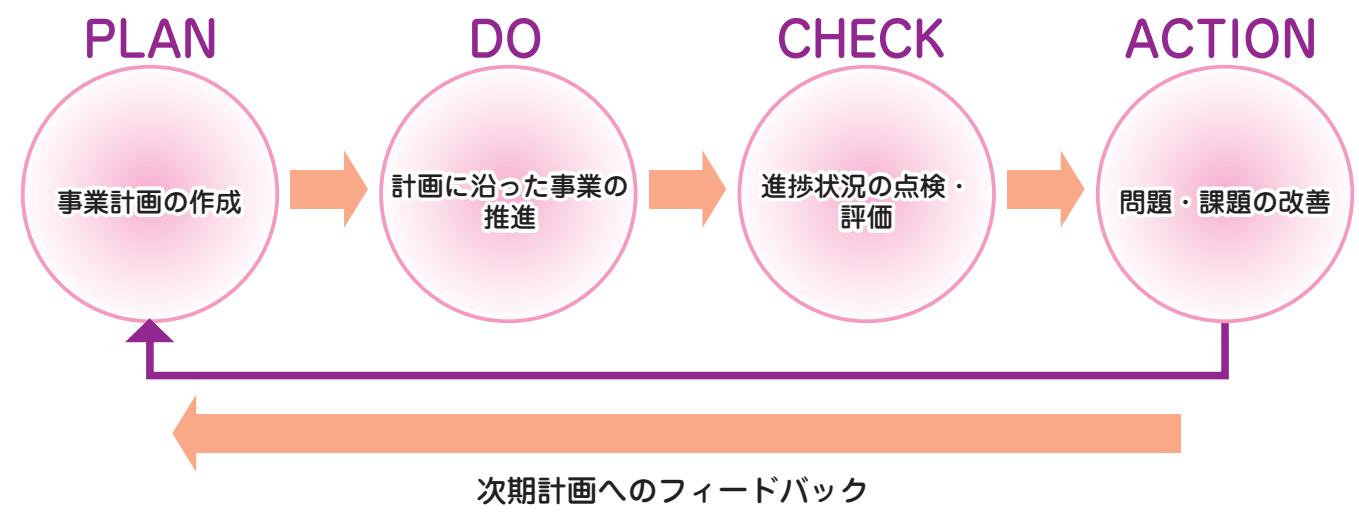
また、実施状況や点検・評価の結果については、ホームページなどへの掲載により市民に公開し、周知を図ることとしています。



計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、各年度において計画に基づく事業の実施状況を点検・評価し、その結果とともに、事業の修正などを行っていきます。

また、計画に基づく事業の実施状況や評価については、市の広報やホームページ等を活用し広く市民に公表していきます。



関係機関等との連携と役割

本計画の推進にあたっては、市と地域の関係機関や子育て支援・青少年育成団体との連携・協働を進めながら、地域に密着した取り組みを積極的に進めます。

また、本計画の実施にあたっては、家庭、学校、地域、行政、企業等が連携し、それぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

1 家庭の役割

家庭は子どもが初めて人とふれあう場であり、生まれ育つ基本的な場です。

- 親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく見守りましょう。
- 思いややや自主性、責任感などをはぐくむ家庭機能の充実を図りましょう。
- 親自身も子育ての中で成長していくよう、地域で助け合える人間関係の形成に努めましょう。

2 学校の役割

学校は子どもが、人とのかかわりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場です。

- 自ら学び豊かな人間性や社会性をはぐくむよう、家庭や地域との連携を深めましょう。
- 多様な体験を通じて「生きる力」や「自分が育つ力」をはぐくむ教育の推進に努めましょう。

3 地域の役割

地域はそこに住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。

- 隣近所・地域で交流・連携を深め、ともに支え合い、地域で子育て支援に取り組みましょう。
- 地域の様々な施設を、子どものための行事や子育て中の親同士の交流、子育てサークルの活動などに積極的に活用されるような仕組みづくりを進めましょう。

4 行政の役割

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組みます。

- 十分な情報収集や情報発信を行います。
- 子育てに関わる諸機関および各担当課との連携を図ります。
- 地域の実情に応じた効果的な施策を推進します。

5 企業等の役割

企業や職場は、勤労者が健康に、仕事と生活の調和を図る上で、次世代育成に関して責務をともに担う主体です。

- 就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開しましょう。